

# 祇園祭の油天神山に伝来する紺地龍袍前掛 — 蝦夷錦の装束直し —

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 京都市立芸術大学美術学部 公開日: 2023-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 雅子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15014/0002000050">https://doi.org/10.15014/0002000050</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



# 祇園祭の油天神山に伝来する紺地龍袍前掛

— 蝦夷錦の装束直し —

The Front Hanging Produced from Dark Blue Dragon Robe Handed Down in the Aburatenjin-yama District of the Gion Festival: Alteration of Ezonishiki Shōzoku

Masako Yoshida 吉田 雅子

## はじめに

京都の祇園祭の中には、中国の龍袍が北回りの交易経路を辿ってもたらされた可能性がある品が伝来している。本稿は日本で仕立て直され、祭礼の中で新たな命を吹き込まれたこのような龍袍の掛物を考察対象とする。

この種の品は、蝦夷錦（えぞにしき）と呼ばれた。中国で制作された蝦夷錦は、18-19世紀を中心にアムール川（黒竜江）下流域と樺太（サハリン）の先住民族が中国人、アイヌ、日本人を相手に行った交易を通して、日本の本土に運ばれた。北京から東北部を経て、アムール川を下り、間宮海峡を渡って、樺太、そして北海道を経て本州へ至るこの交易経路（図1）は、北のシルクロードと通称されている。この経路で日本に舶載された蝦夷錦は、日本列島の北方の国際関係を示す品として注目され、主に歴史学や文化人類学の分野において、1990年代以降急速

に研究が蓄積されてきた。また、蝦夷錦に関しては科学分析も行われ、織り込まれた糸の金属箔に含まれる金、銀、銅などの元素の比率などが報告された<sup>1</sup>。さらに、放射性炭素年代測定も行われ、蝦夷錦の赤地龍文打敷の制作年代は1678年から1874年の間と推定された<sup>2</sup>。しかし放射性炭素年代測定は推定年代幅が広く、これは清朝の初期から後期までにあたり、年代幅を狭められないという問題がある。

これに対して、織り出された文様は時代的に変遷する傾向があり、それを詳細に見てゆくと、より狭い幅での制作年代の推定が可能である。しかし、蝦夷錦は織物であるにもかかわらず、織物組織や文様を詳細に考察するような、染織史的観点からのアプローチはほとんどなされて来なかった<sup>3</sup>。また、上述の如く祇園祭には蝦夷錦とおぼしき品が複数伝来しているものの、それらの作は今まで詳しく調査されたことがない。祇園祭の染織品は概要調査が一段落したところであり、これから詳細な調査を行って史料と伝来品をつきあわせながらそれらを検証してゆく段階にある。

このような状況をうけて、本稿では今までで手をつけられてこなかった祇園祭の蝦夷錦とおぼしき品に関して、染織史的観点から以下のように考察を進めてゆきたい。まず史料を用いて、蝦夷錦はどのような品であると京都の人が理解していたかを明らかにする。そして、祇園祭の昇山の一つである油天神山（あぶらてんじんやま）に伝来する紺地の龍文様の前掛に焦点を絞り、その織物の文様と組織の特徴を明らかにする。また、その原形である龍袍の中国における制作年代を推定する。さらに、その龍袍からどのように生地が裁断されて掛物に再構成されたかを推定する。最後に、この種の品の歴史背景と京都への流入経路を浮かび上がらせてゆく。

なお、明治2年（1869）に新政府が北海道と改称する



図1 北京から本州へ至る北のシルクロード

前まで、この島は「蝦夷島」「蝦夷地」と呼ばれ、蝦夷地には現在の北海道、樺太、千島列島が含まれていた。また、「東蝦夷地」は千島列島と北海道の東南部、「西蝦夷地」は樺太と北海道の西北部をさした。本稿ではこの島を主に「北海道」と表記する。また、ロシア名で「サハリン島」、中国名で「庫頁島」と称される島は、日本では江戸時代に「唐太」「カラフト」「北蝦夷地」と、そして明治以降は「樺太」と記された。本稿ではこれを主に「樺太」と表記する。さらに後に詳述するように、実物資料上で5爪の「龍」と4爪の「蟒」(ほう)を識別できないため、本稿ではこれを「龍」と俗称する。

## 蝦夷錦とは

蝦夷錦という語は、史料の上では18世紀になって現れてくる<sup>4</sup>。たとえば元文4年(1739)の『北海随筆』に、以下の記述がみられる。「蝦夷錦、衣服に仕立てるとジツトクといふ。巻物をキンランといふ。おおくは古切れなり。」そして、北海道の宗谷(そうや)の交易品である錦(蝦夷錦)は樺太から来るもので、樺太の北に山丹、満州があり、錦はそこから来るという旨も記されている<sup>5</sup>。18世紀には松前藩の交易に関係した人々の間で、蝦夷錦は清朝の服や反物で、満州から山丹や樺太を経て松前へ渡って来たという認識があったことが、複数の史料からうかがわれる<sup>6</sup>。

次に、実物資料に目を向けると、蝦夷錦と推定される品は北海道、東北、北陸を中心に残っている<sup>7</sup>。そのうち北海道と青森の伝来品が多数を占め、2004年の時点で北海道に約30点、2006年の時点で青森県に約40点あることが確認されている<sup>8</sup>。ただし、所蔵者の家系、職業、入手地、入手年代などから蝦夷錦の可能性が高いと推定された品がほとんどで、その大半は史料などで蝦夷錦と確認できるわけではなく、蝦夷錦であるかどうかの判断は難しいことが指摘されている<sup>9</sup>。

これらの実物資料は紋織、綴織、刺繍の作が大半で、その文様は龍、それについて牡丹が多い。そして、これらの資料はすべて清代の作と推定されており、明代と推定されるものは含まれていない<sup>10</sup>。青森県に伝来する蝦夷錦の2点には、銘文が織り込まれている。大間町に伝来する作には「蘇州織造臣舒文」、むつ市の作には「蘇州織造臣銘海」とあり、2点とも蘇州で織られたものであることがわかる。舒文が蘇州織造に任官していたのは乾隆36-42年(1771-77)の頃であることから、このうち1点は乾隆期(1736-95)の制作であることが判明している<sup>11</sup>。

蝦夷錦の伝来品の中には中国衣料の原形(朝服や蟒袍)を保つものがあり、アムール下流域の人々は蝦夷錦を花嫁衣装に用いた<sup>12</sup>。また、反物や裂の状態でも渡来する品

も多かった。そして蝦夷錦の衣の中には、日本人によってひきほどかれ、打敷、袷、水引、陣羽織、祭礼用の掛物などに仕立てられるものもあった。蝦夷錦とおぼしき祇園祭の品は、京都において祭礼用に仕立て直されたものである。

## 『増補祇園会細記』における蝦夷錦

祇園祭には、蝦夷錦の可能性のある品が複数伝来している。この祭礼には長崎経由や琉球経由など、北回り以外の経路で複数の中国製の染織品が流入して来た。そのため、中国の龍や牡丹が紋織物、綴織、刺繍で表されていることを理由に、それを北方ルートの商品とするような短絡的な推定は成立しない。『祇園祭山鉾懸装品調査報告書-渡来染織品の部』<sup>13</sup>は、町内文書やその他の史料の中に蝦夷錦と記載されている品があることを報告している。このような史料のうち、『増補祇園会細記』(以下『増補』と略称)を読み進めてゆくと、後方に挿絵つきの蝦夷錦の項があることに気づく。『増補』は祇園祭の山鉾町に住む藤田吉右衛門貞栄が記したもので、文化11年(1814)の奥書がある。そして、蝦夷錦に関する以下の記載が含まれている<sup>14</sup>。

蝦夷錦(エソニシキ)之事

増補

七日十四日も山鉾(ヤマホコ)の幕(マク)に蝦夷錦(エソニシキ)を多用(モチ)ゆ。然るに此蝦夷錦(エソニシキ)というものは蝦夷(エソ)の国(クニ)より織出(オリイダ)すものにして彼国(カノクニ)の産物(サンブツ)のように思う人もあり。全く左にあらざ。元来唐山(モロコシ)のものにして満州山丹(マンジウサンタン)の人(マンジウ)ハ今の清(シン)朝の本国なり。古錦(フルニシキ)衣服(イフク)の類(ルイ)を蝦夷地(エソチ)ソウヤカラフト邊(ヘン)へ齎(モチ)来り、蝦夷地(エソチ)の産物(サンブツ)、又ハ日本より渡る鉄類(テツルイ)と交易(コウエキ)する所のものなり。蝦夷地(エソチ)にて織(ヲリ)出すものとしてハ、アツシといふて甚麤末(ハナハダソマツ)なる織物ばかりなり。是儀祇園会の式に係る事にあらねども、因(チナミ)に記す物也。

\* ( )内は原ルビ、〈 〉内は割書き、下線は筆者による。以下同じ。

『増補』の筆者の藤田貞栄は、蝦夷錦は蝦夷で織られたように思えるが、そうではなく中国製で、満州山丹の人々が古い錦の衣を蝦夷地、宗谷、カラフトあたりに持ってきて、蝦夷地の産物や日本から来る鉄と交易したものだということを知っていたのである。

此の衣服（イフク）をくづして山鉾（ヤマホコ）の幕（マク）につくる。俗に是を蝦夷錦（エソニシキ）の装束直（シヤウソクナヲ）しといふ。油小路天神山に当時かかる所の幕（マク）即（スナハチ）是の装束直（シヤウソクナヲ）しなり。

祇園祭ではこの衣服を山鉾の幕に仕立て直したものを「蝦夷錦の装束直し」と呼び、油小路天神山（油天神山と以下称す）にある幕がそれであると、藤田は指摘している。そのため祇園祭における蝦夷錦を考える場合は、まず油天神山の作を検討する必要があるだろう。

仙臺林子平著作『三国通覧』（セントイリンシヘイチヨサクサンゴクツウラン）ニ曰ク男夷（ナンイ）の衣服なり。即是唐山（スナハチコレモロコシ）の物にして満州（マンジウ）カラフトを経（ヘ）て蝦夷（エソ）に来るなり。世に蝦夷錦（エソニシキ）というものも是也。袖口を四五寸折返（ワリカヘ）して着るなり。これを馬脚（マアキヤ）と云。是即韃靼（コレスナハチダツタン）の風にして今の唐山（モロコシ）も皆此制。

これは林子平の『三国通覧』が言うところの男性の衣服で、世間で蝦夷錦というのはこれであると藤田は指摘している。それでは、『三国通覧』の「男夷の衣服」とは、どのようなものであろうか。

林子平（1738-93）は江戸中・後期の海防思想家で、長崎においてオランダ人からロシア南下の形成を聞いて国

防の必要を痛感し、『三国通覧図説』『開国兵談』などを著わした。『三国通覧図説』は朝鮮、琉球、蝦夷の三国の事柄を図入りで説明したもので、天明六年（1786）に刊行された<sup>15</sup>。この中に男夷の衣服の図が掲載されており、以下のように記されている。

男夷ノ衣服也。是即唐山ノ物ニシテ、満州カラフトヲ経テ蝦夷ニ来ル也。世ニ蝦夷錦ト云モノ即是也。袖口ヲ四五寸折返シテ着ル也。是ヲ馬脚（マアキヤ）ト云。是即韃靼ノ風ニシテ今ノ唐山モ皆此制也。

この『三国通覧』と先に挙げた『増補』の記述を照らし合わせると、両者はほぼ同じで、藤田は林の記述をほぼそのまま写したことがわかる。また、両者の図（図2・図3）を照合すると、雲の位置や龍の尾の形、袖口の文様などはやや異なるものの、図もやはりよく似ている。丸首で、袖が細く、袖口に馬脚がつくこと、上半身に雲と龍の文様、下方に波と雑宝の文様があることなど、清朝の龍袍の形態と文様が図示されていることが見て取れる<sup>16</sup>。

この『増補』の記載を読む限りでは、『増補』に蝦夷錦と記された作が北方ルートの商品であると即断することは難しい。だが、『増補』に蝦夷錦と記された品が、絹織物関係の豪商が集まる山鉾町の人物から、樺太や北海道を経由して日本に舶載された中国製品と認識されていたことは確実である。換言すれば、当時の京都の繊維関係者が理解していた北方ルートの蝦夷錦の内容を、蝦夷錦と



図2 『増補祇園会細記』（1814）の蝦夷錦之事の図



図3 『三国通覧図説』（1786）の男夷ノ服の図

記された品は示しているのである。

そこで次に、蝦夷錦の装束直しの幕がかかるとされる、油天神山の項の蝦夷錦に関する記載を、『増補』から抜き出してみよう。

鋳附

—中略—

前掛 〈金箔置、蝦夷錦装束直し〉

祠幕 〈緋羅紗真松に紅梅の作り花を付る〉

両脇前掛同切

—後略—

ここでいう「鋳附」（かざりつけ）は、山鉦が町中を巡行する際に飾りつけるものをさす。前掛とは、山鉦の正面につける掛物（図4）をいう。前掛の項に「金箔置、蝦夷錦装束直し」とあることから、『増補』が記された1814年の巡行用の前掛は、金箔がおかれた蝦夷錦の装束を掛物に直したものであったことがわかる。また、「両脇前掛同切」とあることから、山鉦の両脇にかける2枚の胴幕もまた、前掛と同種の裂だったことがうかがわれる。そしてさらに、以下のような付記もみられる。

増補

宵夜鋳

前掛 〈中猩々緋縫、両脇蝦夷錦、其外織物立つだ〉

胴幕前掛ニ同シ

—後略—

「宵夜鋳」とは、山鉦が巡行する前の夜に飾るもので、この記載から油天神山は、巡行用と宵夜用の2セットの掛物を有していたことがわかる。『増補』の別の部分の記述と照合すると<sup>17</sup>、前掛の「中猩々緋縫、両脇蝦夷錦、其外織物立つだ」は、以下のように解釈できる。前掛は3枚の生地からなっており、中心の生地は赤い毛織物に刺

繍が施されたもの（以下、刺繍毛織物と略称）、両脇の2枚は蝦夷錦である。さらに紅葉（たつだ）文様の織物も用いられていた。そして、「胴幕前掛ニ同シ」とあることから、胴幕2枚も前掛と同じような品であることがうかがわれる。ただし、これらの裂は大変貴重な輸入品であるため、前掛とまったく同じ裂が2枚の胴幕に用いられていたとは考えにくい。漠然と「同シ」と言うだけで、胴幕2枚が刺繍毛織物なのか、あるいは蝦夷錦なのか、あるいはそれらを組み合わせたものなのか、その詳細は判然としない。

以上をまとめると、1814年、油天神山には蝦夷錦の2セットの掛物があった。第一は巡行用のセット（前掛1枚と胴幕2枚）で、金箔がおかれた蝦夷錦の装束直しである。第二は宵夜用のセット（前掛1枚と胴幕2枚）で、前掛には刺繍毛織物と蝦夷錦が用いられていた。胴幕2枚も前掛と同じような生地（刺繍毛織物と蝦夷錦、あるいはそのどちらか）でつくられていたようである。要するに、1814年に、油天神山には蝦夷錦関連の掛物が6枚あったようである。

ここで目を転じて、現在油天神山の蔵に残されている品を見ると、『増補』の蝦夷錦の記載に該当する可能性がある掛物が、3枚残っている<sup>18</sup>。

(1) 金地雲龍文様の胴幕<sup>19</sup>

(2) 紺地雲龍文様の前掛<sup>20</sup>

(3) 紺地雲龍文様の胴幕<sup>21</sup>

先に述べた『増補』の記述と、現存するこれらの作例の対応に関しては、以下の2つの解釈が可能であろう。第1の解釈は、巡行用の「金箔置、蝦夷錦装束直し」の記載に関して、その金箔が置かれている部分を、主文様である龍の部分と考える解釈である。(1)(2)(3)のすべての龍は、金箔が貼られた金糸で織り出されている。そこで、このように解釈する場合、(1)(2)(3)はすべて巡行用のセットとなる。そして現存品を見ると、(2)は前掛、(1)(3)は胴幕であり、この場合は『増補』の表記と現存品の間に齟齬は生じない。

第2の解釈は、金箔が置かれている部分を、龍だけでなく、その背景も含むと考える解釈である。(1)を見ると、龍だけでなく背景の部分もすべて金糸で織り出され、全体が金色に輝いており、まさに「金箔置、蝦夷錦装束直し」と形容されるにふさわしい。この第2の解釈をとるならば、背景が金地の(1)は巡行用の品となり、背景が紺地の(2)(3)は巡行用の品ではない（＝宵夜用の品である）ことになる。宵夜用の場合、前掛には刺繍毛織物と蝦夷錦の両方が用いられていると『増補』に記されているが、現存している(2)(3)には蝦夷錦は用いられているものの、刺繍毛織物は用いられていない。そこで、



図4 巡行する油天神山。現在は平成に新調された前掛と胴掛が巡行に用いられ、本稿の調査品は蔵で眠っている。

『増補』に従えば、(2) (3) は前掛ではなく、胴幕となる。しかしながら、現在 (2) は前掛に仕立てられており、この点が『増補』の記述と一致しない。ただし、現存品の縁裂の状態を観察すると、縁裂が取り換えられているように見受けられ、この品は後になって胴幕から前掛に仕立て直された可能性もあろう。

以上をまとめると、以下が言える。『増補』の油天神山の項は記述の一部が不明瞭であるため、複数の解釈が可能である。さらに現存品は、仕立て直されて幕の種類が変わっている可能性もある。『増補』の記述と現存品の対応に関しては、これら3点の現存品が油天神山の項に記されている品に該当することを、完全に肯定することも完全に否定することもできない。ただし、現存品が『増補』の記載品に該当する可能性は高いと言える<sup>22</sup>。

ちなみに、(1) の金地の品は、文様の種類や配置などが複雑で、装束直しの可能性はあるものの、掛物など別の原形を直した可能性も否定しきれないと筆者は考えている<sup>23</sup>。また、(3) も文様や配置などがやや複雑で、同じ特徴を示す龍袍の実物作例を筆者はまだ十分に確認し得ていない。これに対して、(2) を「装束直し」とみることは、他の染織研究者にとっても異論のないところであろう。そこで本稿では (2) 紺地雲龍文様の前掛に焦点を絞って、考察を進めてゆきたい。そして (1) (3) に関しては、関連資料が出そろった時点で、稿をあらためて考察したい。

## 油天神山の紺地雲龍文様の前掛

### (1) 掛物の図様の構成

油天神山に伝来する紺地雲龍文様の前掛 (図5) は、中央上部に大きな正面向きの龍 (正龍) (図6) が1匹配され、その下方と左右にやや小ぶりの横向きの龍 (行龍) が4匹配されている。さらに画面の左下に、別の正龍の手足の断片が確認できる。これらの龍の背景は雲で埋められ、画面左右の下方をよく見ると、山と波の図様の断片も認められる。

地色は紺色で、龍は金色、雲は金・水色・青の糸で織り出されている。この作は一見一枚の生地のように見えるが、実は複数の裂片が縫い合わされたもので、調査の結果8枚の裂から構成されていることが判明した (図7)。

蝦夷錦の袍は後述する歴史背景から、王侯貴族ではなく官員の袍であると推察されるが、清朝の官員の冠服は皇帝の冠服に準じていた。乾隆期以降の皇帝の冠服は、礼服、吉服、常服、行服、雨服に大きく分けられ<sup>24</sup>、このうち蝦夷錦のような龍文様の錦が用いられたのは、礼服と吉服である。

皇帝の礼服は重要な慶典や祭祀の際に着用されるもの

で、朝袍を中心とする冠や帯などから構成されていた。朝袍には、朝服と祭服の2種があり、上衣と下裳が一体になるように縫い合わされ、裾の近くに襞をとる独特な形態をしている。吉服は、礼服につく格式のもので、吉慶などの際に用いられ、龍袍を中心とする冠や帯などから



図5 油天神山、紺地雲龍文様前掛



図6 正龍

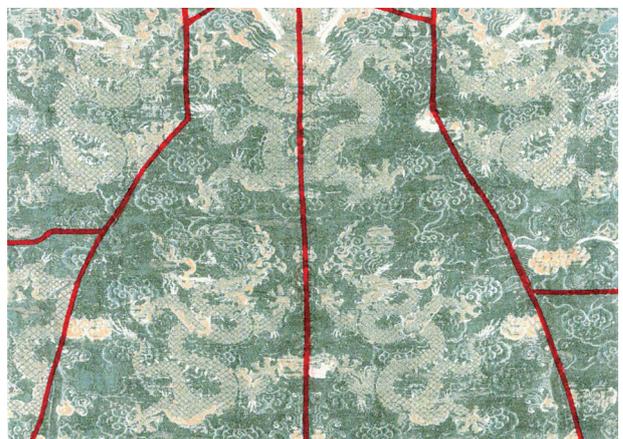


図7 紺地雲龍文様前掛の縫製図

構成されていた。龍袍は下方に裳をとらない形状で、上部に正龍や行龍、下部に山、波、海などの文様を配す図様構成が次第に確立されていった<sup>25</sup>。

油天神山の中心裂は上部に正龍1匹、その下に行龍2匹を配す構成で、断片ではあるが山や波の文様も入っており、清朝で用いられた龍袍の図様構成と一致する。

## (2) 図様の特徴

清朝の龍袍に表された図様は時代によって変遷してゆくため、以下油天神山の掛物に表された龍の特徴を細かくみてゆきたい。

この正龍(図8)は頬が外向きに突き出しており、下顎ががっしりして大きい。眉毛はトゲのような形をしており、上に向いている(図9)。黒目は中央に寄り気味である。このような特徴は清朝の順治期(1644-61)・康熙期(1662-1722)の龍の特徴で、乾隆期には眉毛が下向きに変わってゆく<sup>26</sup>。また、油天神山の龍は、背にそって3つ

の半円と1つのとげ状の突起を連続させて、ひれ(背鱗)を表している(図10)。さらに、腹にそって管のように細長い色面をつなげて、龍の腹甲(肚節)を表している(同図)。このような特徴もまた、順治・康熙時代の龍の特徴で、乾隆期には背びれや腹甲の形が変化してゆく<sup>27</sup>。以上のような特徴は正龍だけでなく行龍にも確認でき、この龍袍は順治・康熙期を中心とする清朝の初期の作と推察される。

龍袍は爪の数や地の色で、着用者の階級がわかる場合がある。油天神山の龍はすべて5爪(図11)であるが、本作の龍袍は着用者の階級がわかるだろうか。清朝の初期は龍袍の規定が整っていなかったが、その後次第に整えられて、順治9年(1652)に皇帝以下親王、世子、郡王は5爪の龍、それ以下の皇族や外藩の貴族は4爪の蟒を着用することが規定された。だが、大臣官員に5爪の龍が下賜された場合は爪の一つ取って用いるように、康熙26年(1687)に規定されており、康熙期には官員に5



図8 正龍の顔面



図9 正龍の眉と目



図10 正龍の背鱗と腹甲

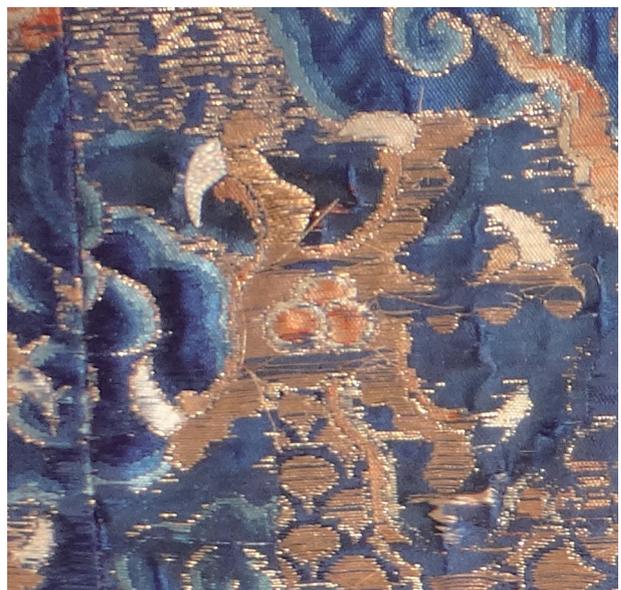


図11 正龍の5爪

爪の龍が下賜されることがかなりあったようである。そして、乾隆2年(1737)に、郡王以下は5爪の龍を用いてはならないと規定され、4爪の蟒は郡王以下が着用するという龍・蟒の制度がようやく整った<sup>28</sup>。なお、乾隆期以前は位を越えた品を着用することが多く<sup>29</sup>、清朝の初期の作に関しては、爪の数で龍か蟒かを判別することはむずかしい。

乾隆中期には地色と文様を主体とする細かい規定が完成され、乾隆期の『大清会典』によると、王侯貴族の上位の者は黄色系統の色、親王以下の者は藍色系統の色の着用が規定された<sup>30</sup>。上位の者は下位の者の色を着ることができたが、下位の者は上位の者の色を着ることは許されなかった。換言すれば、黄色地と5爪の龍文様は上位の皇族のみに制限されたが、藍色は広く用いられていた。そして藍色は皇帝(乾隆帝)によっても着用されていたことが、清朝の檔案から確認できる<sup>31</sup>。

上述したように、油天神山の作は文様の特徵から、龍袍の規定が整う乾隆中期より前の作と推定される。そのため、乾隆期の規定をもって本作の着用者を推定することはできない。また先述したように、清朝の初期には位階を越えた品の着用が多く、5本の爪と紺の地色から油天神山の着用者の階級を限定することは難しい。

ただし、本作がもし北回りの品であるならば、後に詳述するように、清朝が少数民族の長に下賜した袍である可能性が高い。その場合は、王侯貴族ではなく、官吏の階級の袍となろう<sup>32</sup>。

龍以外に目を転じると、複数のモチーフが含まれている。龍の背景は如意雲で埋められているが、一つの雲ではなく、いくつかの雲が組み合わせられて一つの文様になっている(図12)。この種の雲を少ない色数で表して身



図12 雲文様

頃の地の部分に配することが、やはり順治・康熙期に行われている<sup>33</sup>。油天神山の作は断片が接ぎ合わされているため、通常は龍袍の下部に大きく配される海水江崖の文様の一部しか含まれていない。そのためその特徴を十分に観察することができないのは残念である。

中央の正龍の頭上には、黻(ふつ)(図13)が配されている。黻は「己」が相反するように組み合わせられて「亞」のような形をとる文様で、皇帝が使用する十二章紋の一つである。清朝では十二章紋の使用は乾隆期以降に確立され、黻の文様は臣民が悪に背き、善に向かい、君臣がともに支え合うことを象徴した<sup>34</sup>。

また、長命を意味する壽の円紋(図14)が、4カ所に配されている。さらに、雑宝(吉祥文様)の一つで、学術を象徴する「本」か、あるいは芸術的才能を象徴する「巻物」の文様も含まれている。このような文様が龍袍にしばしば含まれることは、周知の通りである。

### (3) 龍袍の裁断の推定

以上から見て、油天神山の裂片が龍袍の一部であるこ



図13 黻の文様

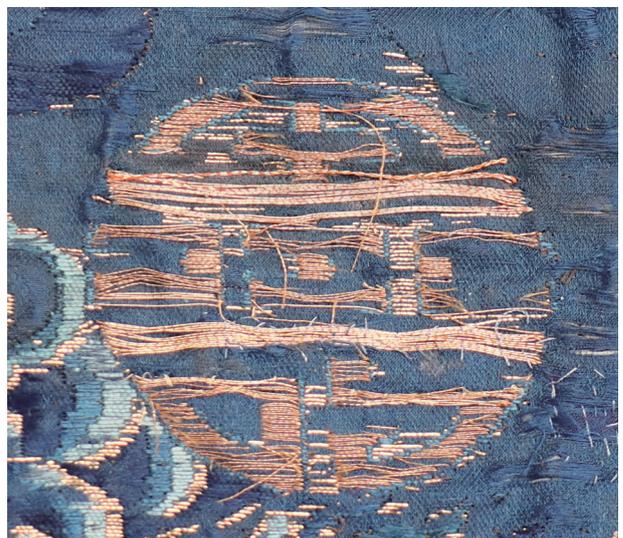


図14 壽の円紋

とは間違いがない。だとすると、その原形のどの部分が切り取られて再構成されたのであろうか。

前述の通り油天神山の品は8点の裂から構成されているが、そのうち3裂は雲の文様しか織り出されていない。雲は龍袍の多くの部分を占めるため、このような小裂は、龍袍のどの部分から切り出されたのか推定することは難しい。これに対して、残る5裂には正龍と行龍が配されており、龍袍のどの部分にあたるのか判断できる。そこで、龍袍が縫製される前の織物の図に、油天神山の品に用いられている図様の部分を書き込んでみた(図15)。油天神山の掛物は、清朝の龍袍を日本においてひきほどき、この図のように裁断して縫い合わせたものである。

### 織物組織

油天神山の龍袍の織物は、「縹珍」という織物の一種にあたる。「縹珍」は、縹子を地組織とし、それに各色の絵緯糸を織り入れて文様を表す紋織物の一種である。さらに詳しく称すなら、油天神山のこの織物は「縹子地縹子とじ錦(絵緯・金糸入り)」(中国語では「織金粧花緞」)と表記することができる。

この織物の構造は、大きくふたつに分けられる。基本構造となっている地組織と、それに織り込まれた付加的な緯糸である。地組織は5枚経縹子(図16)で、その中でもインタラクション1という種類が用いられている(図17)。地組織の経糸は絹のz撚糸で、1cmに120本の密度で織り込まれている。地組織の緯糸は絹の無撚糸で、1cm

に39越の密度で織り込まれている。

この地組織に付加的に織り入れられている緯糸は、2種に分けられる。1種は絹糸で、これを絵緯糸という。絵緯糸は無撚糸で、染められていない白色のもの、赤、水色、青、紺に染められたものがある。これらの絵緯糸は、地緯2本に対して1本ずつ織り込まれ、文様を表出している。そして、地経によって、5枚緯縹子(インタラクション2)の組織でとじつけられている(図18・図19)。

2種目は金糸で、これはさらに2つに分けられる。1つ目は平金糸(図20)で、紙を胎とし、その表面に漆かと思われる赤みがかかった中間層が添付され、金箔が接着されている。そしてそれが細く切られている。平金糸は地緯2本に対して1本ずつ織り込まれ、地経によって5枚緯縹子(インタラクション2)の組織でとじつけられている点は、絵緯と同じである。

もう一つは撚金糸(図21)で、芯糸に箔糸がz方向に巻きつけられている。芯糸には、絹の黄色のz撚糸が用いられている。箔糸は、やはり紙を胎とし、漆かと思われる赤みがかかった中間層が添付され、金箔が接着され、細く切られたものである。撚金糸の多くは地緯でとじられずに浮いているが、中にはとじられている部分もある。その場合は、地緯2本に対して2本ひきそろえて織り込まれ、地経によって5枚緯縹子(インタラクション2)の組織でとじつけられている。

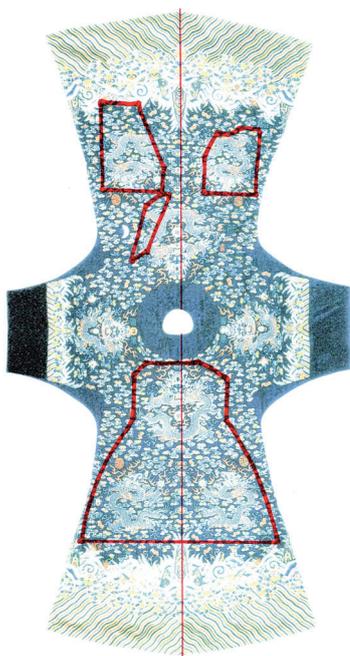


図15 龍袍の裁断の推定図

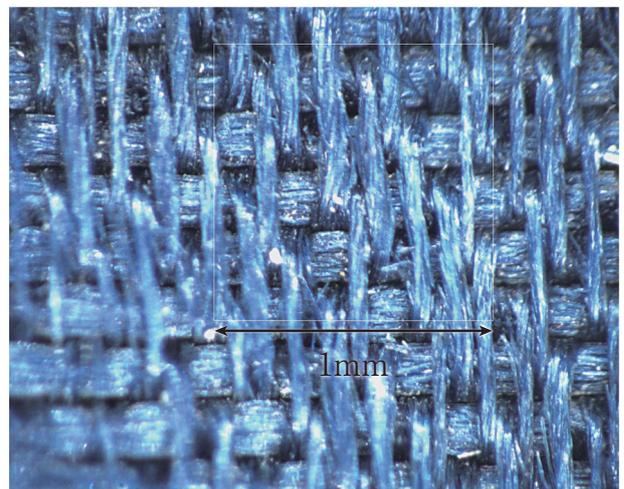


図16 地組織

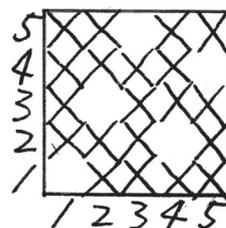


図17 地組織、経5枚縹子(インタラクション1)

以上にあげた地経、地緯、絵緯、平金糸、撚金糸の材質やつくりは、明清時代に中国でもちいられたものと一致する。この種の「縹子地縹子とじ錦」(図22)は明清時代の代表的織物で、油天神山の本作はその典型を示している。

### 中国の蝦夷錦が京都へ至る背景

油天神山の紺地雲龍文様前掛がもし北方ルートで京都にもたらされたものであるならば、どのような人々がどう関与していたのであろうか。北方ルートに関しては多くの研究が蓄積されているため、まずそれらを参照し、さらに本土への船載や流通もとりまとめながら、少し冗長に流れることを承知の上で、蝦夷錦が京都に流入してゆく歴史背景を一眸したい。この流入経路は大変複雑で遙かな道程であるため、以下3つに大別しながらみてゆく。第一は清朝・アムール川下流域民・アイヌの交易、第二は日本人による蝦夷地の直轄、第三は日本商人の交易と流通である。

#### (1) 清朝・アムール川下流域民・アイヌの交易

##### (a) 清朝の辺民政策

清朝はロシアに対抗するためにアムール川流域の支配に取り組み、康熙28年(1689)にロシアとの間にネルチ

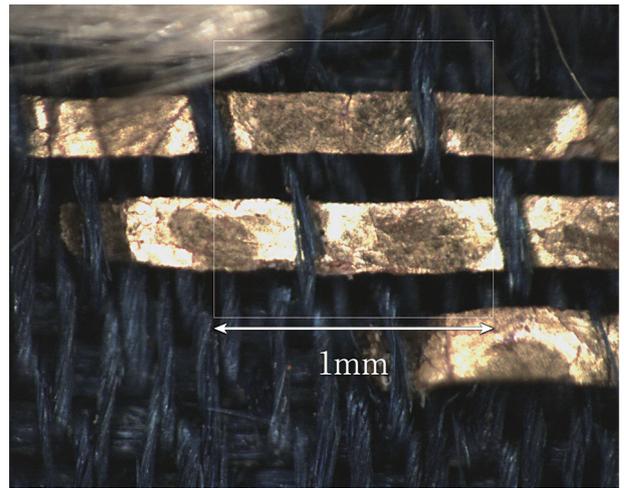


図20 平金糸

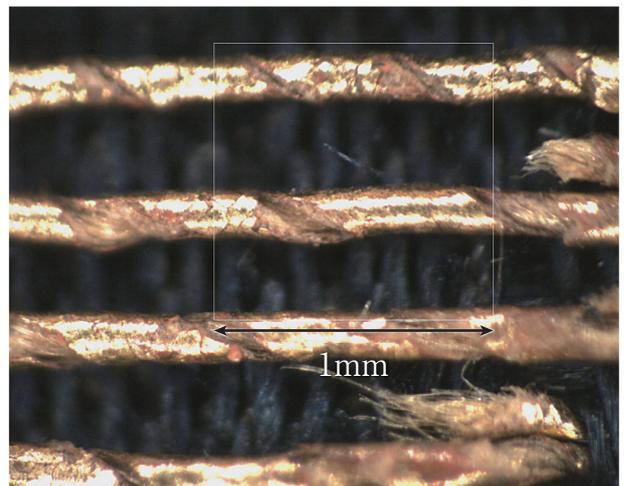


図21 撚金糸



図18 絵緯の文とじ

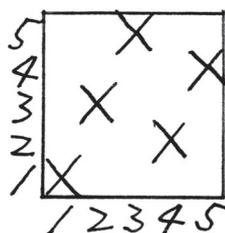


図19 文とじ組織、緯5枚縹子(インタラクション2)

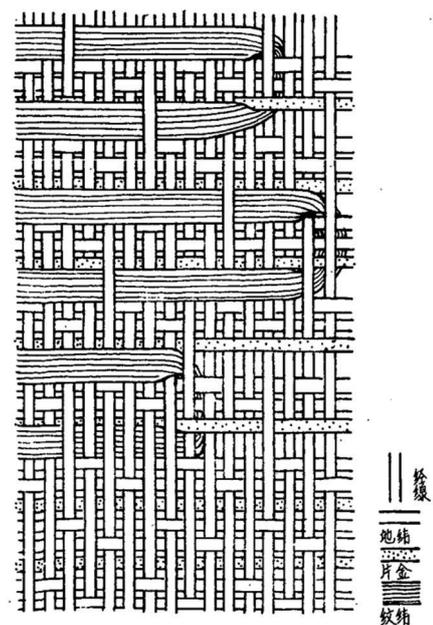


図22 縹子地縹子とじ錦の組織図(地組織経5枚縹子、文とじ組織緯5枚縹子、絵緯・金糸入り、地経とじ)

ンスク条約を締結し、アムール川流域を領有して樺太まで勢力を拡大した。中国は貢物を持って皇帝に臣下の礼を取る周囲の民族に対して、皇帝への忠節を誓わせると同時に、多大な恩賞を与えて皇帝の恩寵を示す朝貢政策をとってきた。清朝はこれを踏襲し、アムール川下流域や樺太に住む先住民に対して、住民を地元に残したまま臣従させる辺民政策を取った<sup>35</sup>。この地域は高級毛皮の主要産地だったため、清朝はこの地の辺民に毛皮を朝貢する義務を課し、辺民に恩賞として中国の衣料や反物などを下賜し、さらに辺民の有力者に清朝の官位を与えた。

清朝は辺民支配の拠点を寧古塔（ニングタ）に置き、寧古塔の副都統が辺民支配の総責任者となった（図23）。さらに乾隆44年（1779）年にはその業務が三姓（イランハラ）に移管された。毛皮貢納民は寧古塔や三姓に出向いて朝貢した<sup>36</sup>。また、それらの地から遠い貢納民のために出張所（満州仮府）が設けられ、そこでも朝貢や交易が行われた<sup>37</sup>。間宮林蔵はデレンに設けられた満州仮府を調査し、その様子を『東韃靼地方紀行』の中で報告している。

清は毛皮貢納民を複数の単位に組織し、各組織にその長を任命した。氏族の長は黒テンの毛皮を年1枚貢納し、貢納された黒テンは北京に運ばれて皇帝の衣料や帽子などに用いられた<sup>38</sup>。

清朝が辺民に下賜した恩賞（ウリン）は上着、肌着、股引、帽子、靴等の衣料一式が主体だった。清朝の檔案によると、雍正3年（1725）のウリンは辺民の6階層に従って5段階に分けられ、階層によって下賜される布地や模様には差がつけられていた<sup>39</sup>。高位のハライダ（氏族の長）には龍文様の蟒緞（ぼうどん）の朝衣をはじめとする衣などが下賜された<sup>40</sup>。

ウリン用の布地の大部分は、まず北京から盛京（奉天、現在の瀋陽）に運ばれ、盛京で衣服、帽子、帯、靴などに縫製された<sup>41</sup>。そして縫製済みの品々が、寧古塔などの辺民支配の拠点到輸送されていた。しかし雍正6年（1728）に、清朝は衣服の状態を下賜するのをやめ、それ



図23 中国と樺太の拠点

以降は縫製前の反物を支給した<sup>42</sup>。

寧古塔で貢納が終わると、辺民は一般の商人との私的交易が許され、中国全土から集まった商人と交易した<sup>43</sup>。清代にはこのような貢納と交易を通じて、未曾有の中国染織品がこの地域に流入し、辺民はそれらのうち錦や粧緞を好み、龍文様の蟒緞の朝衣や蟒袍を特に珍重した。ここでいう「龍文様の蟒緞の朝衣や蟒袍」は、祇園祭で「蝦夷錦の装束」と称されたものに該当する。

乾隆時代の終焉と共に、清朝のアムール・樺太支配は次第に弱体化し、咸豊10年（1860）にアムール川流域の大部分がロシア領になり、清朝の辺民組織は事実上崩壊していった<sup>44</sup>。

## (b) 山丹交易

アイヌは北海道や樺太等に住み狩猟や漁労を営んでおり、樺太のアイヌは18世紀前半に盛んに大陸に渡って毛皮貢納に応じたり、交易に従事した。また、大陸のアムール川下流域の毛皮貢納民の中には、樺太に渡ってアイヌから毛皮を買いつけたり、日本人と交易する者もいた。これらの人々はアイヌから「サンダ」「サンダウクル」と呼ばれ、日本人は「サンタン人」（山丹・山艱・山旦とも記された）と呼んだ。サンタン人は今日の多くのウリチの祖先にあたる。だが、実際に交易にあたったのはウリチだけでなく、今日のニヅフ、ウィルタ、ウリチ、ナーナイなどの祖先にあたる人々だった<sup>45</sup>。これらの人々がアムール川下流域と樺太を舞台に、中国・日本・アイヌを相手に絹と毛皮を中心に取引した交易は、山丹交易と通称された。

日本は中国に比べて絹織物に数倍から10倍の値段をつけたため、サンタン人はこの値段差を利用して、大陸の三姓と樺太の白土（しらぬし）の間を往来して交易した<sup>46</sup>。サンタン人は中国の絹織物や袍（蝦夷錦、山丹服、十徳）、鷲や鷹の羽根、ガラス玉などを売り、アイヌが猟で得た毛皮や、アイヌが日本人との交易で入手した鉄製品、米、酒などを仕入れて大陸に帰った。

山丹交易は18世紀後半から19世紀初頭に絶頂期を迎えたが、1860年代に急速に衰退し、明治元年（1868）に函館奉行所が山丹交易を廃止するまで続いた<sup>47</sup>。

## (2) 日本人による蝦夷地の直轄

### (a) 松前藩の直轄

北海道は先住民のアイヌが住む地だったが、日本人は室町時代には北海道南端の渡島（おしま）半島に拠点を持つに至った。蠣崎慶弘（かきざきよしひろ、後の松前慶弘）は天正18年（1590）に豊臣秀吉から北海道の支配権を公認され、慶長9年（1604）に徳川家康から北海道におけるアイヌとの交易の独占権を許可された<sup>48</sup>。蠣崎

氏は松前藩の藩主となり、支配領域をアイヌの居住地（蝦夷地）と日本人の居住地（松前地）に分けた。

当時幕府は長崎以外での外国人との取引を禁じていたため、外国人であるサンタン人との交易は密貿易にあたった<sup>49</sup>。そこで松前藩はサンタン人と直接交易せず、アイヌとサンタン人をまず取引させ、アイヌから中国製品を仕入れる形をとった。当初松前藩は主に松前の城下で、アイヌの首長に山丹交易品を献上させ、米や酒などをアイヌに下賜した。中国の衣や絹織物は日本人から山丹服、蝦夷錦と称され、蝦夷錦は松前藩主しか取り扱えない「軽物」であった<sup>50</sup>。

松前藩家老の蠣崎波響（かきざきはきょう）は、中国の蟒袍を着用したアイヌ酋長の姿を描いている（図24）。このような蟒袍の着用は、松前藩に対するアイヌの政治的な従属を示すものとみられている<sup>51</sup>。

北海道では日本本土のように米が取れないため、松前氏は家臣に米を基礎とする俸禄を与えることができなかった。そこで家臣にアイヌとの交易権を俸禄の代わりに与えるようになった。商場（あきないば）と呼ばれる交易場所を北海道の宗谷や樺太の白土などに設け、松前藩主と上級家臣はこれらの場所でアイヌと交易した（場所制度）<sup>52</sup>。松前藩は山丹交易品からまず藩主が使用する品を選び出し、次に幕府への献上品や他の大名への贈答品を抜き、残りを松前に出入りしていた日本本土の商人に払い下げた。

18世紀になると、武士である松前の藩主や藩士は次第に商業活動から離れ、アイヌとの交易を商人に請け負わせるようになった（場所請負制 ばしょうけおいせい）<sup>53</sup>。場所請負人は運上金を松前藩に納め、請け負った交易場所でアイヌと交易し、日本人やアイヌの労働者をそこに送り込むなどして海産物等を捕獲・加工した。その産物は福山、函館、江差の湊へ運ばれ、日本本土に向けて船積みされた。さらに、一部のアイヌも場所請負人となったが、請負額を上回る利益を上げなければならず、日本商人の横暴な取引や過酷な労働にさらされて疲弊していった<sup>54</sup>。

### (b) 徳川幕府の直轄

18世紀末から19世紀中葉には、北海道の管轄権は幕府と松前藩の間を行き来した。18世紀末にロシアやイギリスが来航し、日本に通商を求めた。幕府はこれを拒否し、ヨーロッパ勢力に対抗して北方の防衛を固めるため、寛政11年（1799）に北海道の東南部と千島列島（東蝦夷地）を直轄地とした。さらに文化4年（1807）に北海道の西北部と樺太（西蝦夷地）を松前氏から取り上げて直轄とし、松前藩を陸奥（現在の福島県）に移した。樺太、千島列島、北海道（全蝦夷地）が幕府の直轄地となり、そ



図24 「御味方蝦夷之図」蠣崎波響、寛政2年（1790）市立函館図書館蔵

の交易は幕府の公認交易となった<sup>55</sup>。

松前藩は山丹交易品をアイヌからなかば強制的に徴収したため、アイヌはサンタン人から前借で蝦夷錦などを入手せざるを得ず、18世紀末には借金の代わりにサンタン人によってアイヌが大陸へ連れ去られるなどの問題が深刻化した<sup>56</sup>。そこで幕府はサンタン人に対するアイヌの負債を、幕府の費用で整理した。

また、樺太に渡ってアイヌと私的に交易していたサンタン人に対して、樺太の白土に設けた幕府の出張所で交易するように、幕府が規制をかけた<sup>57</sup>。山丹交易品は將軍や松前藩主が必要とする品を除き、商人に払い下げられて本土に売りさばかれた。

諸外国との緊張が緩和した文政4年（1821）、幕府は蝦夷地の大半を再び松前氏に還付したが<sup>58</sup>、緊張が高まった安政2年（1855）、松前周辺を除く蝦夷地を再び幕府の直轄とし、幕末に至った。

祇園祭の作がもし北回りの品であるならば、アイヌ、サンタン人、松前藩、徳川幕府の勢力がこのように複雑に絡みあう中をかいぐって本土にもたらされたものといえる。

### (3) 日本商人の交易（北前船交易）と流通

サンタン人やアイヌがもたらした交易品は、北海道から北前船とよばれる交易船を経て本土の湊に運ばれ、さらに2つの経路に分かれて京都に流入した可能性が高い。

(a) 敦賀・小浜と琵琶湖の水運

18-19世紀を中心に北海道に進出した商人が船主となった廻船は、北前船(きたまえぶね)と通称されている<sup>59</sup>。北前船は一つの港で商品を購入して別の港に運んで販売する「買積」(かいづみ)を行ない、商業と運送業を兼ねていた。琵琶湖畔を本拠とする近江商人は16世紀末には北海道に入っており、寛永期(1704-10)以降には蝦夷地交易を独占し、北海道から積んだ品々を主に越前の敦賀と若狭の小浜(双方とも現在の福井県)の湊に運んだ(図25)<sup>60</sup>。近江商人の多くは共同で船賃を払って荷所船を雇い、品々を本土に運んだ。その船主と乗組員は越前、若狭、加賀、能登などの北陸地方の人々だった<sup>61</sup>。

敦賀や小浜で水揚げされた品は、陸運と船運を組み合わせる琵琶湖経由で運ばれた<sup>62</sup>(図26)。敦賀から陸路、琵琶湖北岸の海津、塩津などへ運ばれ、これらの湊で再度船積みされて、琵琶湖を南下して大津で水揚げされた。さらに大津から陸路をとって、京都の粟田口に至った<sup>63</sup>。この経路では敦賀、小浜、大津が主要中継地となった。

(b) 大坂と淀川水系(西廻り航路)

幕府は元禄年間(1688-1703)から享保年間(1716-35)に、日本海から下関、瀬戸内海を経て大坂に向かう西廻

り航路を開拓した<sup>64</sup>。西廻り航路は従来の航路より遠いが、積み荷の売買の利益が上がる。そのため従来の敦賀や小浜経由の取引が次第に減り、大坂に入津する品が増えた。宝暦年間(1751-63)から安永年間(1772-80)の18世紀後半に、西廻り航路交易は一つのピークを迎えた。

北前船で大坂から北海道に運ばれた品の主体は酒類、食品類、織物、衣料品等で、北海道から大坂へ運ばれたものは海産物(鯨、数の子、昆布、鰯粕など)が主であった<sup>65</sup>。江戸時代中後期になると米、綿、藍、菜種などの栽培が発達し、北海道の鯨(にしん)が肥料として大量に西日本に運ばれた<sup>66</sup>。

17世紀以来近江商人の荷所船に雇われていた船乗りの中から、資本を蓄えて持ち船を手に入れて操業する者が現れ、西廻り航路では大坂の商人と、加賀、越前、敦賀、小浜などの北陸の商人が力を持った。これらの商人は大坂の松前問屋に北海道の品を売り払っていた。

大坂に水揚げされた品は再び船に積み込まれ、淀川の水系を経て淀、山崎、伏見などで水揚げされた(図27)。17世紀初頭に角倉了以・素庵の父子によって完成された人口運河の高瀬川を経て、それらの積荷は伏見から京都の二条の樵木町(こりきちょう)に運ばれた<sup>67</sup>。この経路では、大坂と伏見が物資の集散地として繁栄した。

本土の湊に陸揚げされた蝦夷錦は、以上に挙げたよう

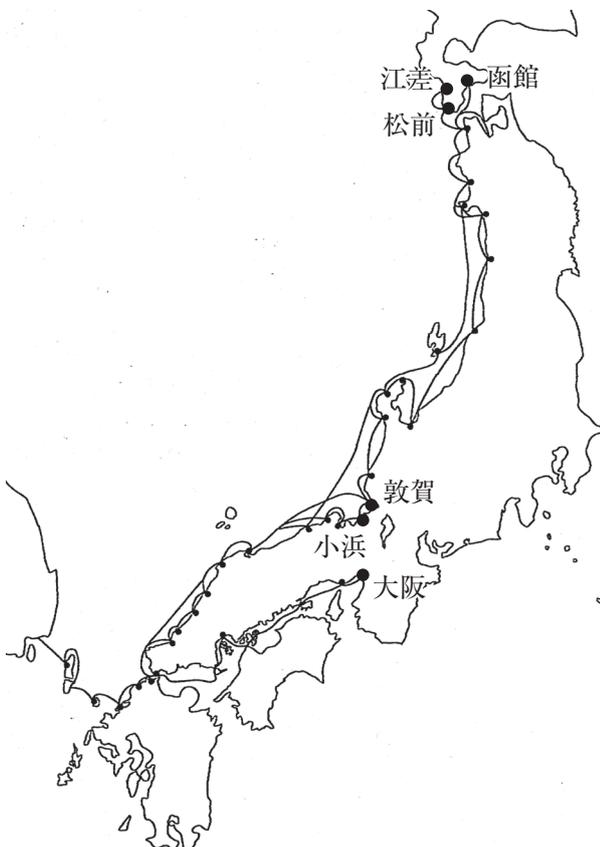


図25 北前船の交易経路



図26 敦賀・小浜から琵琶湖経由で京都へ入る経路



できるか否かが最も重要な問題なのではない。後に日本で蝦夷錦を織り出すようになった京都の人々の間で、その母体となった中国の蝦夷錦がどのようなものであると理解されていたのか、そしてそれは実際にどのようなものであったのかが重要なのである。油天神山の紺地雲龍文様前掛は、それを示唆する貴重な品であり、本作の意義はまさにこの点にあるといえよう。

## 註

- 1 菊池美知子・小原奈津子「蝦夷錦の織物構造 (I)」『昭和女子大学国際文化研究所紀要』No.2、1996、pp.29-36; 関根達人・柴正敏「蝦夷錦の品質と年代—赤地牡丹文蝦夷錦の分析を中心に」『青森史研究』No.8、2003、pp.119-101。
- 2 中村和之「蝦夷錦・青玉と北方交易」青森県立郷土館編『蝦夷錦と北方交易 改訂版』青森県立郷土館、2004、pp.9-10。
- 3 菊池美知子・小原、1996は、糸の分析に特化しており、地組織や文とじ組織の略称、経糸や緯糸の密度なども記しているものの、織物組織の構造の詳細にはふれていない。村井他、1997も、朱子織(8枚)といったように、地組織の名称かと思われるものを表に記すにとどまり、織物組織の詳細にはふれていない。また、モチーフの種類を記しているが、その特徴等に踏み込んだ記述は見られない(村井不二子他『アイヌ民族服飾の復元・保存および文化に関する研究: 山丹服・蝦夷錦を中心として』科学研究費補助金研究成果報告書、1997)。
- 4 矢島睿「山丹交易品蝦夷錦の基準資料」『北海道開拓記念館研究紀要』No.25、1997、pp.139-140に、蝦夷錦の史料上の記述が一覧表にまとめられている。
- 5 矢島睿「山丹交易品蝦夷錦の名称と形態」『北の歴史・文化交流研究事業報告書』1995、p.288; 矢島、1997、p.132。
- 6 矢島、1997、pp.131-132。
- 7 矢島、1995、pp.301-303; 村井他、1997、pp.119-122。
- 8 中村、2004、p.6; 瀧本壽史「蝦夷錦の来た道 - 青森県内所在の蝦夷錦を通して -」原直史・大橋康二編『日本海域歴史大系』5巻、近世篇2、清文堂出版、2006、p.95。
- 9 矢島、1995、p.299。
- 10 中村、2004、p.10。
- 11 同書、p.9。
- 12 青森県立郷土館編『蝦夷錦と北方交易 改訂版』青森県立郷土館、2004、p.30、図16。
- 13 梶谷宣子、吉田孝次郎「祇園祭山鉾懸装品調査報告書 - 渡来染織品の部」祇園祭山鉾連合会、2012。
- 14 藤田吉右衛門貞栄『増補祇園会細記』文化11年(奥書)、役行者山所蔵。
- 15 工藤平助、林子平、本多利明『赤蝦夷風説考、三国通覧図説、赤夷動静』北方未公開古文書集成、寺澤一編、3巻、叢文社、1978、p.98。
- 16 形態的特徴は大変良く捉えられているが、文様の配置は伝来する実物資料とは異なっている。
- 17 役行者山の項に、以下がある。「前掛(中ハ、浅黄地唐をり綴錦。岩に牡丹蝶のもやう。左右ハ、紅地登り龍。下に岩水等あり。へりハ猩々緋也。)この表記から、中の生地と左右の生地の3枚を縫い合わせた前掛があったことがわかる。よって、油天神山の「中猩々緋縫、両脇蝦夷錦」もまた、3枚の生地からなる品であると解釈できる。
- 18 平成七年(1995)に新しく調べられた品を除くと、龍文様

の該当作はこれら3点となる。

- 19 梶谷、吉田、2012、p.138の「胴掛 西 波濤に飛龍文様・中国の絹紋織婦人官服(裁断片)」を、本論では雲龍文様の胴幕と記す。(1)(2)(3)は現在一つの箱に入っており、この箱は比較的新しく、天保十二(1841)と記されている。この年紀は日本製の水引を新調した年紀であることが史料からわかり、おそらく水引を新調した際にこれらの品を入れるなどし、さらに後世に箱を新しくして、古い年紀を箱に書き写した可能性が高い。そのため1841年を(1)(2)(3)の年紀と考えることはむずかしい。
- 20 梶谷、吉田、2012、p.140の「前懸 波濤に飛龍文様・中国の絹紋織官服(裁断片)」を、本論では雲龍文様の前掛と称す。
- 21 同書、p.138の「胴懸 東 波濤に飛龍文様・中国の絹紋織婦人官服(裁断片)」を、本論では雲龍文様の胴幕と称す。
- 22 『増補』の記述と現存品の照合に関しては、調査の機会を別に設け、油天神山に関する史料から前掛と胴幕に関する記載を洗い出し、それらの変遷状況を確認する必要がある。この作業は今後のさらなる課題としたい。
- 23 この作を調査したところ、下部に織り込まれている動物は上部の龍文様と一続きに織り出されていることが判明した。この種の動物が龍の下部に数匹織り込まれる関連作例を筆者はまだ確認していないため、この作に関しては更に時間をかけて関連資料を探したい。
- 24 常服は重要ではない儀礼や日常に着用し、行服は巡幸、狩猟、出征などの際に着用し、雨服は雨天に着用するものだった(李曉君『清代龍袍の時代特徴和文化意蘊』(博士論文)東華大学出版社、2008、p.30; 王業宏『清代龍袍研究』中国社会科学出版社、2016、p.43)。
- 25 王、2016、pp.46-47。
- 26 王、2016、pp.123, 128, 131; 李、2008、pp.63-64。
- 27 王、2016、pp.127, 129, 131-132; 李、2008、pp.65-66。
- 28 龍・蟒に関して: 王、2016、pp.49-50; 実物資料の爪数から清代の龍と蟒を識別することは難しいことを、李も指摘している(李、2008、pp.31-32)。
- 29 王、2016、p.42。
- 30 同書、pp.186-187。
- 31 同書、p.186。
- 32 ハライダ(戸の長)が八旗に編入されれば、佐領の位は武官としては正四品にあたり、光緒期(1875-1908)の『清会典図』によれば、4爪8蟒の蟒袍がそれにあたることを、佐々木は指摘している(佐々木史郎『北方から来た交易民 絹と毛皮とサンタン人』日本放送出版協会、1996、pp.188-189)。
- 33 王、2016、pp.225-227, 273-275。
- 34 李、2008、p.90。
- 35 清朝のアムール川下流域の辺民政策に関しては、以下を参照した。松浦茂『清朝のアムール政策と少数民族』京都大学学術出版会、2006; 佐々木史郎『清朝のアムール支配の統治理念とその実像』『北東アジア研究』別冊、No.4、鳥根県立大学北東アジア地域研究センター、2018、pp.77-99。
- 36 寧古塔や三姓での朝貢: 松浦、2006、pp.404-406; 佐々木、2018、pp.80-81, 85。
- 37 満州仮府: 松浦、2006、p.406; 佐々木、2018、pp.83, 86。
- 38 松浦、2006、p.407。
- 39 清朝は辺民をポー(戸)、ガシヤン(郷)、ハラ(姓)の単位にまとめて統治した。ハライダ(戸の長)、ガシヤンダ(郷の長)、デオテジュセ(郷の長の子弟)、バイニヤルマ(一般の貢納民)の4つの階層に分けた(佐々木、1996、pp.127-128)。さらに4つの基本階層に、一代限りのサルガンジュイとホジホンの2階層を加え、6階層とした(松浦、2006、pp.418-420)。

- 40 松浦、2006、pp.418-420。  
 41 同書、pp.378-379。  
 42 同書、p.421。  
 43 同書、p.410。  
 44 中村和之、小田寛貴「蝦夷錦と北のシルクロード」『北東アジアの中のアイヌ世界』2008、p.43。  
 45 佐々木、1996、pp.17, 22, 27, 44。これらの人々の祖先はかつてスメレンクル（現在のニヴフ）、ヲロッコ（ウィルタ）、コルデッケ（ナーナイ）と呼ばれた。  
 46 佐々木、2018、p.90。  
 47 中村、小田、2008、p.43。  
 48 大塚和義「毛皮交易者としてのアイヌ」『ラッコとガラス玉 北太平洋の先住民交易』吹田千里文化財団、2001、p.38。  
 49 佐々木史郎「山丹交易と蝦夷地・日本海域」長谷川成一、千田嘉博編『日本海域歴史大系』4巻、近世篇1、清文堂出版、2005、pp.256-257。  
 50 佐々木、2005、p.255。  
 51 青森県立郷土館、2004、pp.13-14。  
 52 牧野隆信『北前船の時代 近世以後の日本海運史』教育社、1979、pp.40-41。  
 53 場所請負制と場所請負人：牧野、1979、p.41；中西聡『北前船の近代史 海の豪商たちが遺したもの』成山堂書店、2013、pp.7-9；佐々木、2005、p.256。  
 54 田端宏編『蝦夷地から北海道へ』吉川弘文館、2004、pp.43-44；大塚、2001、p.39。  
 55 佐々木、2005、p.258。  
 56 佐々木、1996、p.157。  
 57 同書、p.157。  
 58 牧野、1979、p.158。  
 59 北前船の定義は様々で、牧野は北前船を江戸時代後期から明治時代にあたる18世紀後半から19世紀に日本海航路で活躍した北陸船主の船とし、中西は本州、四国、九州等に拠点をもち、18、19世紀に北海道へ進出した商人船主の船としている（中西、2013、pp.1-4）。  
 60 牧野、1979、pp.41-42；中西、2013、p.88。  
 61 荷所船とその乗組員：牧野、1979、p.42。；中西、2013、p.10。  
 62 中西、2013、p.10；曲田浩和「敦賀と地域社会」『日本海域歴史大系』5巻、近世篇II、原直史、大橋康二編、清文堂、2006、pp.237-238。  
 63 水本邦彦編『街道の日本史 32 京都と京街道 京都・丹波・丹後』吉川弘文館、2002、p.34。  
 64 牧野、1979、pp.44-46。  
 65 同書、pp.112-118。  
 66 同書、pp.46-48。  
 67 高瀬川の掘削に関しては以下を参照：林屋辰三郎『角倉了以とその子』星野書店。1944、pp.99-103；水本、2002、p.142；京都市『史料 京都の歴史』4巻 市街・生業 平凡社、1980、pp.417-419。  
 68 たとえば、近江出身の柏屋は本家を近江におき、松前城下、函館、大坂、京都に出店をかまえていた（中西、2013、p.13）。

- 69 矢島、1997、p.140の表。  
 70 「一、蝦夷錦ハ極細キ捻金糸にて金銀二色織リ、彩色色をつくして種々色数を織ル。地合ハ縞子にて、模様ノ処ハ表より縫取に織、からみ糸なし。地堅糸にて表ばかりからみ、裏ハ飛糸なり。上品ハ地一杼之内に捻金二杼宛織るなり。」大関増業『機織彙編』三、文政9年著、文政9年刊行『江戸科学古典叢書』No.15、恒和出版、1979、p.138（内閣文庫、文政13年刊行の影印本）。この項には各種の織物の名称と、それを実際にどのように織るかが記されており、日本で文政期には蝦夷錦が織られていたと判断できる。

#### 【図版出典】

下記以外の挿図は、筆者が撮影・制作した。

- 図1 大塚和義『ラッコとガラス玉 北太平洋の先住民交易』千里文化財団、2001、p.4、19世紀初頭の北太平洋地域における産物と交易ルートの図から筆者が切り取り。  
 図2 藤田吉右衛門貞栄『増補祇園会細記』下、文化11（奥書）、役行者山蔵、蝦夷錦之事の項。  
 図3 工藤平助、林子平、本多利明『赤蝦夷風説考、三国通覧図説、赤夷動静』北方未公開古文書集成、寺澤一編、3巻、叢文社、1978、p.98。  
 図5 梶谷宣子、吉田孝次郎『祇園祭山鉦懸装品調査報告書 渡来染織品の部』祇園祭山鉦連合会、2012、p.141、図4-2-3。  
 図7 同書、同図に筆者が加筆。  
 図15 黄能馥、陳娟娟『中国龍袍』紫禁城出版社、2006、p.308、図294に筆者が加筆。  
 図22 陳娟娟「明代提花紗、羅、緞織物研究（続）」『故宮博物院院刊』2期、1987、p.86、図34。  
 図23 大塚、2001、p.4、19世紀初頭の北太平洋地域における産物と交易ルートの図から筆者が切り取り。  
 図24 青森県立郷土館編『蝦夷錦と北方交易 改訂版』青森県立郷土館、2003、p.51、図94-2、御味方蝦夷之図。  
 図25 大塚和義、2001、p.42、北前船の航路の図に筆者が加筆。  
 図26 長谷川誠一・千田嘉博編『日本海域歴史大系』第4巻 近世編1 清文堂出版、2005、p.226、図2 近世前期の敦賀小浜ルートに筆者が加筆。  
 図27 亀岡市文化資料館編『川船 大堰川の舟運と舟大工』亀岡市文化資料館、2007、p.1、京都府下および丹波地域の河川の図から筆者が切り取り。

【謝辞】 調査と執筆にあたり、以下の皆様から御高配や御助言を賜りました。ここに記して感謝の意を捧げます。公益財団法人油天神山保存会 鳥井芳朗氏、公益財団法人祇園祭山鉦連合会 山口敬一氏・上田公代氏、田島達也先生。

【附記】 本論は2022年 International Association for the Study of Silk Road Textiles (IASSRT) の第6回シンポジウムで発表した内容に加筆したものである。本研究はJSPS 日本学術振興会科学研究費、基盤研究(c) 課題番号22K00163「祇園祭を中心とする染織品の外来要素と受容に関する研究」の助成を受けて実施した。

